

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 カネヨウ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 川島 正博  
(コード番号 3209 大証 第二部)  
問 合 せ 先 取締役職能統括 山成 哲央  
(電話番号 06-6227-6510)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 74 回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 変更案第 5 条 (公告方法)

当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せて不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第 4 条 (機関)

当会社に設置する機関を定めるため、規定を新設するものであります。

②変更案第 7 条 (株券の発行)

株券を発行する旨を定めるため、規定を新設するものであります。

③変更案第 10 条 (単元未満株主についての権利の制限)

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、規定を新設するものであります。

④変更案第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことが認められたことに伴い、規定を新設するものであります。

⑤変更案第 26 条 (取締役会の決議の省略)

必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、規定を新設するものであります。

⑥変更案第 29 条 (取締役の責任免除)・同第 38 条 (監査役の責任免除)

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。又、社外取締役および社外監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、第 29 条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

⑦定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

⑧旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

⑨上記各変更に伴う条数の変更他、必要な規定の加除、修正および移項、用語の変更等全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

定款変更の効力発生日

平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以上

〈定款変更の内容〉

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(新 設)	(機 関)
	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p>
(公 告)	(公告方法)
第4条 <u>当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</u>	第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他のやむを得ない事由</u> <u>によって電子公告による公告をすることが</u> <u>できない場合は、日本経済新聞に掲載</u> <u>して行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社が <u>発行する株式の総数は2,000万株とする。</u> <u>但し、株式の消却が行われた場合には、</u> <u>これに相当する株式数を減ずる。</u>	第6条 当社の <u>発行可能株式総数は2,000万株とする。</u>
(新 設)	(株券の発行)
	第7条 <u>当社は、株券を発行する。</u>
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議をもって</u> <u>自己株式を取得することができる。</u>	第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第7条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。 (2)当社は <u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u>	第9条 当社の1単元の株式数は1,000株とする。 (2)当社は、 <u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>
(新 設)	(単元未満株主についての権利の制限)
	<p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p>

<p>(基準日)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿（以下、株主名簿等という。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において、権利を行使すべき株主とする。</p> <p><u>(2)前項その他定款に別段の定めがある</u> 場合を除くほか、必要あるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は株式に関する事項の処理のため名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当社の株主名簿等および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いについては取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し臨時株主総会は必要がある場合にこれを召集する。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
---	--

<p>(議 長)</p> <p>第 12 条 <u>総会の議長は取締役社長がこれに当る。</u> (2)取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>これに当る。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 <u>但し、株主又は代理人は委任状を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第 14 条 総会の決議は法令に別段の定めがある場合を除いては出席株主の議決権の過半数をもって行う。 (2)商法第 343 条の規定のよるべき決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 総会の議事については議事録を作りこれに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役記名押印し、10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</p> <p>第 4 章 <u>取締役・監査役および取締役会・監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第 16 条 当会社の取締役会は 1 2 名以内、<u>監査役は 4 名以内とする。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> (2)取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として議決権を行使することができる。 (2)前項の場合には、株主又は代理人は<u>代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。</u></p> <p>(決 議)</p> <p>第 18 条 <u>株主総会の決議は法令に別段の定めがある場合を除いては出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u> (2)会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 20 条 当会社の取締役会は 1 2 名以内とする。</p>
---	---

<p>(選任) 第 17 条 取締役および監査役は株主総会においてこれを選任する。 (2)前項の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> (3)取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第 18 条 取締役の任期は就任後2年内、監査役の任期は就任後4年内の各最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2)補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の在任取締役の<u>残任期間と同一とする。</u> (3)任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(役付取締役および常勤監査役) 第 19 条 取締役会はその決議を以て取締役会長取締役社長各1名、取締役副社長専務取締役常務取締役各若干名を定めることができる。 (2)取締役会はその決議を以て前項の取締役の中から<u>会社を代表すべき取締役若干名を選任する。</u> (3)監査役はその互選により常勤監査役1名以上を定めなければならない。</p> <p>(招集手続) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。 (2)取締役社長が事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 (3)取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前にこれを発する。但し、取締役全員および監査役全員の同意あるときは前項の手続を経ずにこれを開くことができる。</p>	<p>(選任) 第 21 条 取締役は株主総会の決議によってこれを選任する。 (2)前項の選任については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (3) (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 22 条 取締役の任期は選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2)補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の<u>任期の満了する時までとする。</u> (第 33 条へ移項)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 取締役会はその決議によって取締役社長1名を選定し、<u>取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定する</u>ことができる。 (2)取締役会はその決議によって前項の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 (第 34 条へ移項)</p> <p>(招集手続) 第 24 条 (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)</p>
---	---

<p>(4)監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前にこれを発する。 但し、監査役全員の同意あるときは前項の手続を経ずにこれを開くことができる。</p>	<p>(第35条へ移項)</p>
<p>(決議) 第21条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席して、その取締役の過半数をもって行う。 (2)監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(決議) 第25条 (現行どおり)  (第36条へ移項)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(相談役および支配人) 第22条 当社は取締役会の決議を以て相談役又は支配人を置くことができる。</p>	<p>(相談役および支配人) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬) 第23条 取締役および監査役の報酬は、それぞれ株主総会においてこれを定める。</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 (2)当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>(規則) 第24条 取締役会に関する事項については取締役会で定める取締役会規則による。 (2)監査役に関する事項については監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>(規則) 第30条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。 (第39条へ移項)</p>

(第 4 章より移項)	<u>第 5 章 監査役および監査役会</u>
(第 16 条より移項)	<u>(員 数)</u> 第 31 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u>
(第 17 条より移項)	<u>(選 任)</u> 第 32 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>(2)前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(第 18 条より移項)	<u>(任 期)</u> 第 33 条 <u>監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>(2)補欠により選任された監査役の任期は、他の在任監査役の任期の満了する時までとする。</u>
(第 19 条より移項)	<u>(常勤監査役)</u> 第 34 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>
(第 20 条より移項)	<u>(招集手続)</u> 第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前にこれを発する。但し、監査役全員の同意あるときは前項の手続を経ずにこれを開くことができる。</u>
(第 21 条より移項)	<u>(決 議)</u> 第 36 条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(第 23 条より移項)	<u>(報酬等)</u> 第 37 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u>
(新 設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 第 38 条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>(2)当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法</u>

<p>(第 24 条より移項)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 25 条 当社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第 26 条 <u>利益配当金は毎年 3 月 31 日最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</u> <u>当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し商法の規定に従い金銭の分配（中間配当）をすることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 27 条 <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u> (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(規 則)</p> <p>第 39 条 <u>監査役員に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役員規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(期末配当および基準日)</p> <p>第 41 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当および基準日)</p> <p>第 42 条 <u>当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 43 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u> <u>(2)未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>
--	---

以 上